

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び西東京市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び東京都の国民の保護に関する計画(以下「都国民保護計画」という。)を踏まえ、西東京市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

(又は、「大規模テロ等(緊急対処事態)への対処」)

資料編

### 3 計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、都、近隣区市町村（埼玉県新座市を含む）並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、防災市民組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

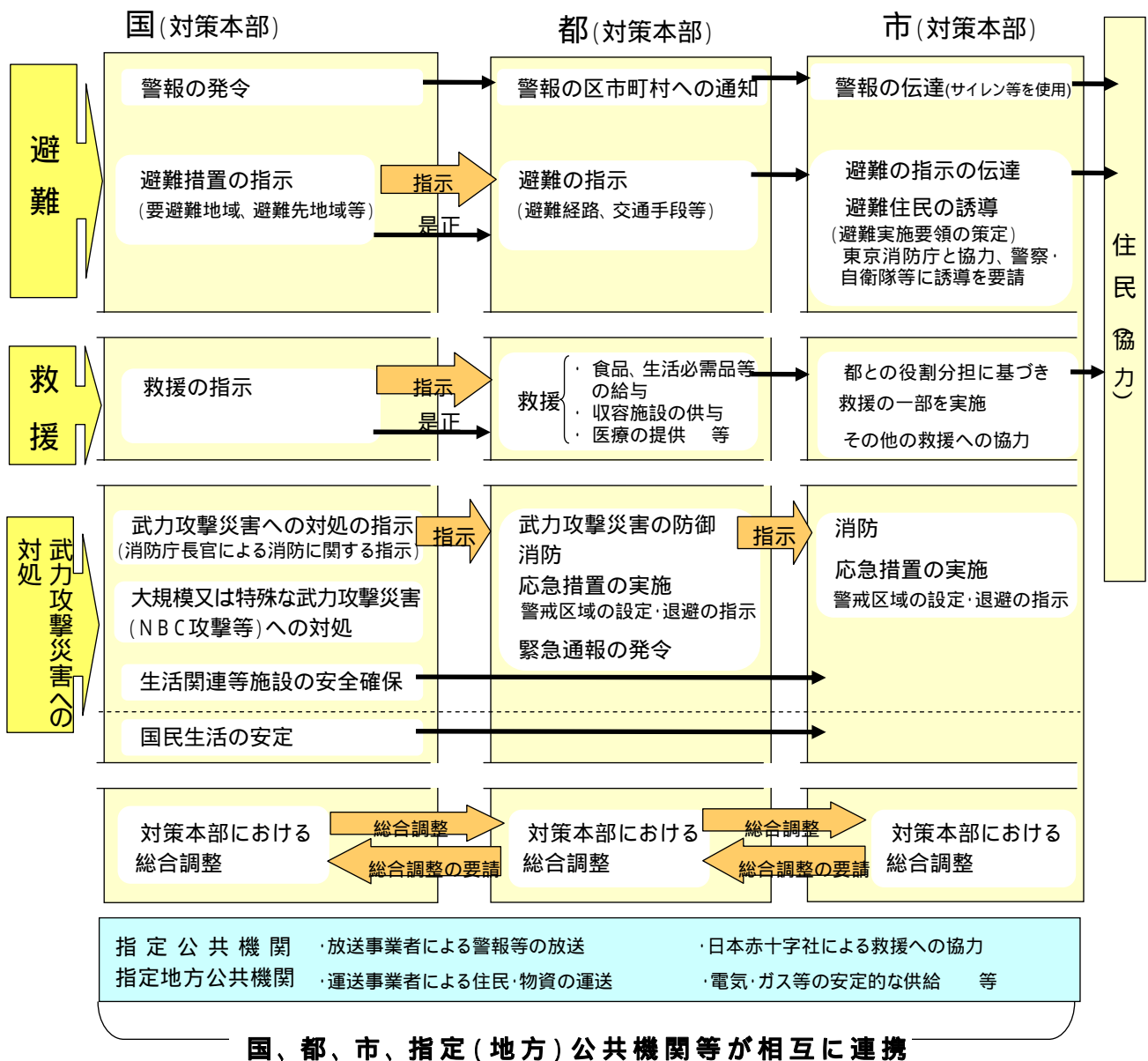
市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 【国民保護措置の全体の仕組み】

#### 国民保護に関する業務の全体像



## 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
西東京市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（消防団・消防水利事務に限る。）、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

## 都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

関係機関の連絡先

資料編に別掲

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### 第1 地理的特徴

#### (1) 位置

市は、武蔵野台地のほぼ中央部にあり、都心の西北部（北緯35度44分、東経139度33分）に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に隣接している。

面積は15.85 km<sup>2</sup>、広がり東西約4.8 km、南北約5.6 kmとなっている。

【市の位置】



【市の位置】

名称	位置
田無庁舎	西東京市南町五丁目6番13号 北緯 35度43分21秒 東経 139度32分29秒
保谷庁舎	西東京市中町一丁目5番1号 北緯 35度44分18秒 東経 139度33分44秒

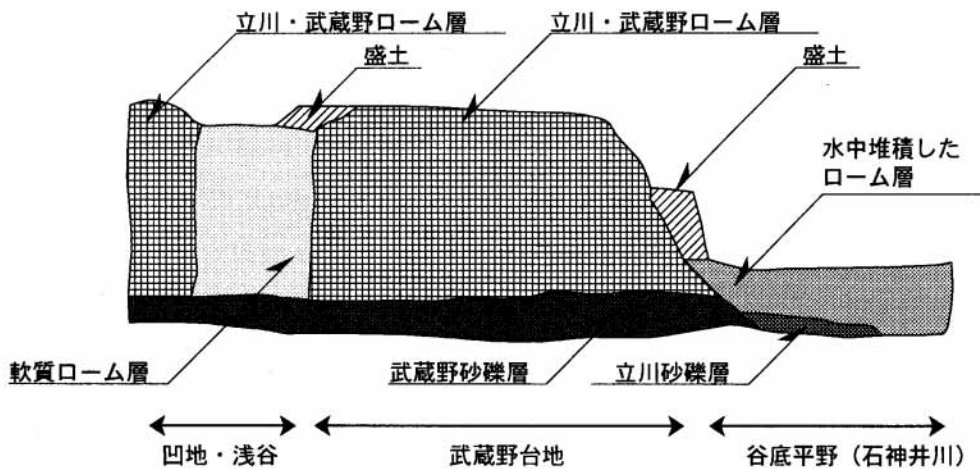
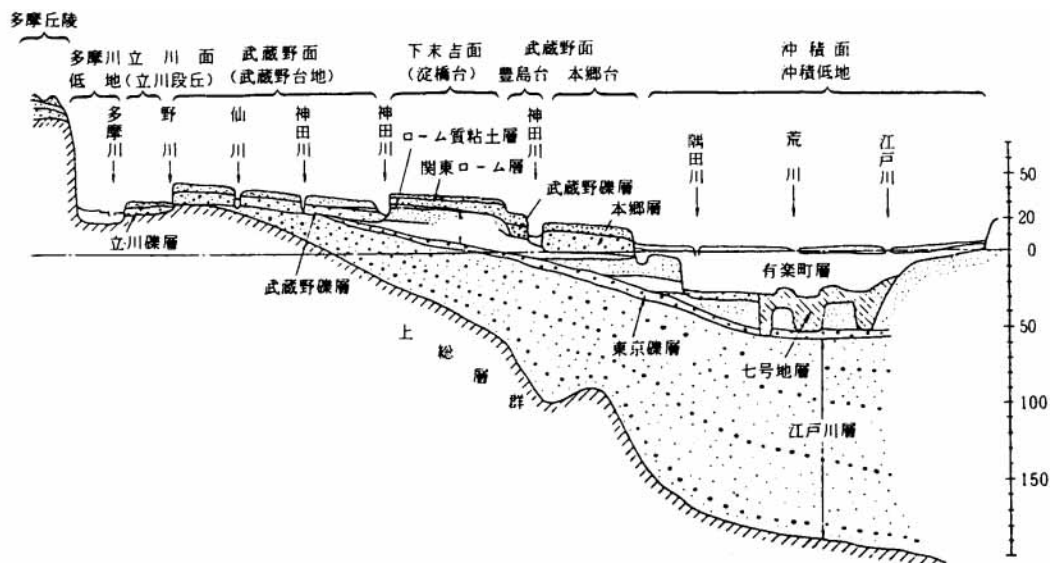
(2) 地形・地質

市の地勢はおおむね平坦で、標高は53mから67mである。

市は武蔵野台地に位置しており、市内の南側には石神井川が小平市から練馬区へと抜けている。武蔵野台地の地盤は、東京の基盤をなす中生層、新第三系、表層付近を被覆する上総層群、江戸川層といった地層、地表付近は武蔵野礫層、関東ローム層で構成されている。

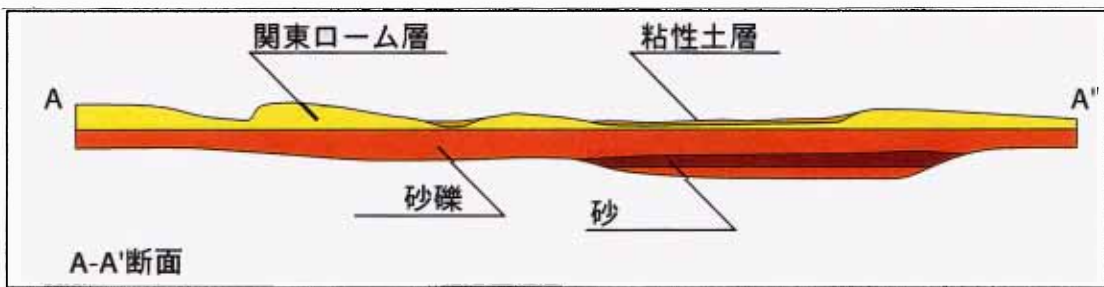
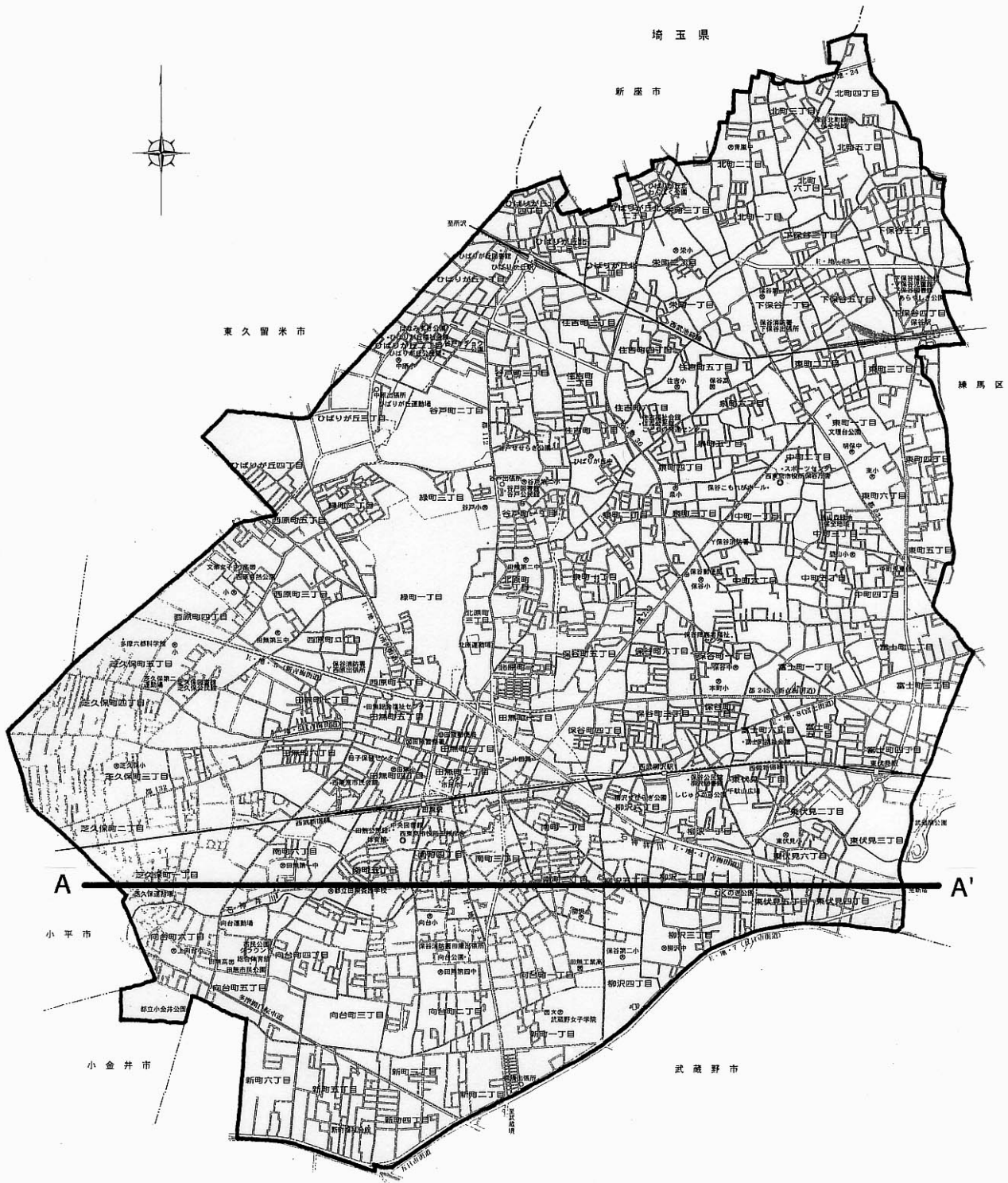
武蔵野台地では、石神井川、田柄川、新川、白子川がおおむね西から東へと向かって流れ、流域には谷底平野や浅い谷が分布している。武蔵野台地と谷底平野の間には斜面が分布しているが、多くは緩斜面で石神井川流域の一部に急斜面がみられるだけである。石神井川流域や白子川流域、武蔵野台地の一部は、人口と住宅の増加、及び団地・マンション建設に伴う土地の平坦化が進んだ人工改変地である。

【東京の模式地質断面図】



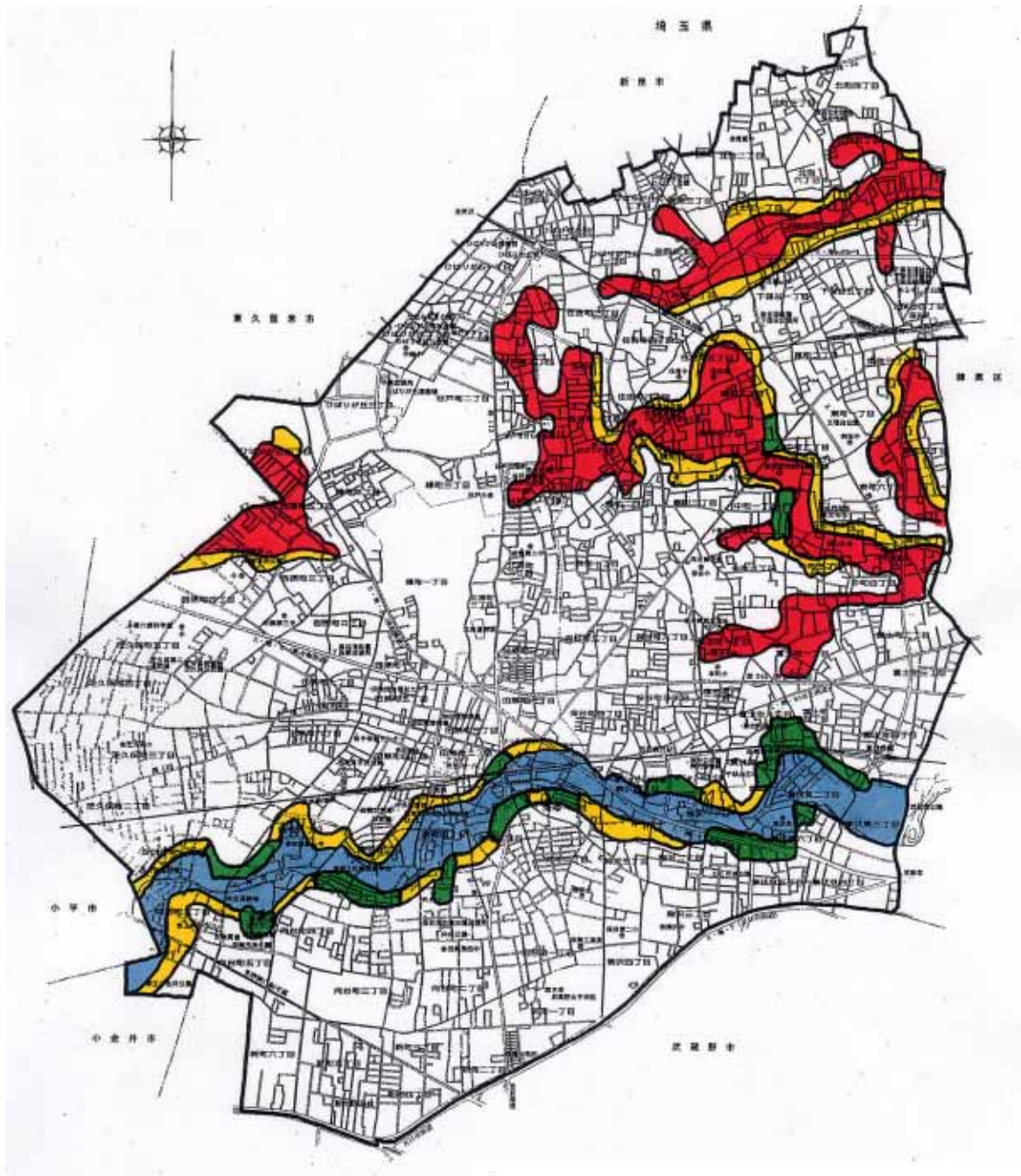


【市の模式地質断面図】





【市の地盤分類図】



凡例 I	
	関東ローム層(武蔵野ローム)層厚 2.5~5.0m
	関東ローム層(武蔵野ローム)層厚 7.5~10.0m
	沖積層(軟弱地盤)
	人口改変段丘崖部分
	急斜面及び緩斜面

### (3) 面積

市の総面積は15,850,000 m<sup>2</sup>である。

地目別土地利用は宅地が58.6%と過半数を占め、畑は12.3%となっている。平成16年と17年を比較してみると、0.5ha程度だが、畑や山林が宅地に変わっている状況が読みとれる。

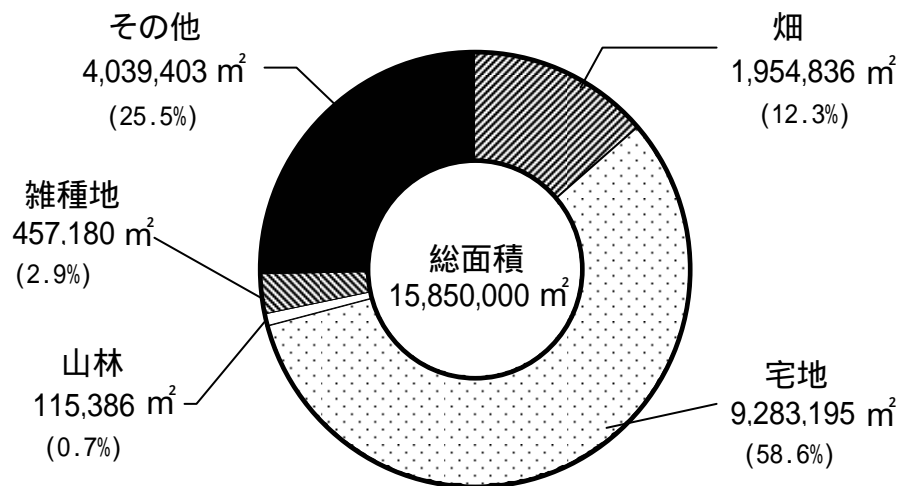
【地目別土地面積 各年1月1日現在】

(単位：上段 m<sup>2</sup>、下段 %)

年次	総面積	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成16年	15,850,000 100.0	2,064,352 13.0	9,236,344 58.3	134,176 0.8	500,222 3.0	3,914,906 24.7
平成17年	15,850,000 100.0	1,954,836 12.3	9,283,195 58.6	115,386 0.7	457,180 2.9	4,039,403 25.5

資料出所：固定資産概要調書

【地目別土地面積の割合 平成17年1月1日現在】



資料出所：固定資産概要調書

(4) 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。

気温は、年平均15～16度であり、降水量は5月から10月にかけての梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多くなっている。

【気温・湿度・降水量】

(各年次)

年次	気 温 ( )			湿 度 (平均) (%)	降 水 量 (mm)
	最 高 極	最 低 極	平 均		
平成13年	39.0	-5.1	15.7	48.2	1,711.0
平成14年	39.4	-9.4	15.0	70.2	1,523.5
平成15年	36.8	-7.2	14.8	65.3	1,644.0
平成16年	39.2	-5.8	16.3	60.0	1,612.3
平成17年	38.2	-7.1	15.7	54.9	1,327.8

資料出所：東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場

【平成17年中の月別気温・湿度・降水量】

月	気 温 ( )			湿 度 (平均) (%)	降 水 量 (mm)
	最 高 極	最 低 極	平 均		
1月	17.8	-5.9	4.5	51.5	66.5
2月	19.6	-5.5	5.2	45.4	41.5
3月	20.2	-4.3	8.1	47.9	57.5
4月	33.1	0.7	15.1	47.9	75.0
5月	29.7	7.0	18.1	49.0	121.5
6月	37.5	15.1	23.7	64.7	128.5
7月	35.8	19.2	26.1	65.5	237.5
8月	38.2	22.1	28.5	59.1	209.5
9月	36.6	16.2	24.8	61.1	191.0
10月	33.9	8.9	18.8	68.8	175.9
11月	25.0	0.2	11.3	56.6	20.3
12月	16.5	-7.1	4.4	41.3	3.1

資料出所：東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場

## 第2 社会的特徴

### 1 人口

平成18年1月1日現在、住民基本台帳による総人口は187,157人、総世帯数が83,775世帯、1世帯あたり人口が2.23人となっている。

平成17年国勢調査結果はこれから順次公表されることになるが、すでに公表された総人口189,749人、一般世帯数82,041世帯によれば、1世帯あたり人口は2.31人である。平成17年の昼間人口は公表されていないが、これまで昼夜間人口比率が8割を切っていて、その比率が徐々に下がってきている。

#### (1) 人口及び世帯数

【人口及び世帯数 平成18年1月1日現在】

項 目		平成18年1月1日現在
総 数	人口総数	187,157 人
	男	92,693 人
	女	94,464 人
	世 帯 数	83,775 世帯

外国人登録数を含む

資料出所：市民生活部市民課「住民基本台帳」による

#### (2) 人口分布（町丁別世帯数及び人口）

（18年1月1日）

町 丁 別	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
			総 数	男	女	
総 数	15.85	83,775	187,157	92,693	94,464	261,095
田 無 町	0.83	6,287	12,512	6,146	6,366	15,075
一丁目	0.08	497	1,036	513	523	12,950
二	0.09	935	1,854	914	940	20,600
三	0.10	876	1,585	799	786	15,850
四	0.17	1,146	2,196	1,071	1,125	12,918
五	0.10	761	1,453	665	788	14,530
六	0.13	798	1,636	847	789	12,585
七	0.16	1,274	2,752	1,337	1,415	17,200
南 町	0.92	5,637	11,940	5,890	6,050	12,978
一丁目	0.12	874	1,655	837	818	13,792
二	0.14	904	1,873	942	931	13,379
三	0.17	1,272	2,804	1,380	1,424	16,494
四	0.13	957	1,973	967	1,006	15,177
五	0.19	825	1,755	850	905	9,237
六	0.17	805	1,880	914	966	11,059
西 原 町	0.70	3,094	7,103	3,526	3,577	10,147
一丁目	0.07	415	925	445	480	13,214
二	0.14	225	499	244	255	3,564
三	0.15	808	1,779	905	874	11,860
四	0.25	1,174	2,940	1,399	1,541	11,760
五	0.09	472	960	533	427	10,667

町 丁 別	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
			総 数	男	女	
緑 町	0.61	1,765	4,143	1,989	2,154	6,792
一丁目	0.35	577	1,270	623	647	3,629
二	0.13	639	1,623	788	835	12,485
三	0.13	549	1,250	578	672	9,615
谷 戸 町	0.68	5,688	14,093	6,830	7,263	20,725
一丁目	0.19	1,339	3,101	1,502	1,599	16,321
二	0.25	2,727	7,194	3,490	3,704	28,776
三	0.24	1,622	3,798	1,838	1,960	15,825
北 原 町	0.35	2,102	4,587	2,319	2,268	13,106
一丁目	0.14	1,135	2,457	1,224	1,233	17,550
二	0.11	577	1,299	653	646	11,809
三	0.10	390	831	442	389	8,310
向 台 町	1.32	5,034	11,966	6,087	5,879	9,065
一丁目	0.23	858	2,002	984	1,018	8,704
二	0.22	759	1,879	962	917	8,541
三	0.24	745	1,623	862	761	6,763
四	0.25	1,564	3,757	1,883	1,874	15,028
五	0.16	362	874	455	419	5,463
六	0.22	746	1,831	941	890	8,323
芝 久 保 町	1.35	7,049	16,180	8,188	7,992	11,985
一丁目	0.26	1,539	3,579	1,839	1,740	13,765
二	0.24	1,705	3,642	1,892	1,750	15,175
三	0.32	1,468	3,274	1,635	1,639	10,231
四	0.24	1,518	3,667	1,807	1,860	15,279
五	0.29	819	2,018	1,015	1,003	6,959
新 町	0.83	3,679	8,068	3,941	4,127	9,720
一丁目	0.18	1,230	2,383	1,072	1,311	13,239
二	0.09	281	680	331	349	7,556
三	0.11	323	770	409	361	7,000
四	0.11	443	1,036	518	518	9,418
五	0.20	963	2,209	1,070	1,139	11,045
六	0.14	439	990	541	449	7,071
柳 沢 町	0.73	5,370	11,856	5,634	6,222	16,241
一丁目	0.13	1,001	2,050	931	1,119	15,769
二	0.15	1,304	3,346	1,597	1,749	22,307
三	0.14	960	2,167	1,045	1,122	15,479
四	0.10	344	510	180	330	5,100
五	0.13	981	2,038	1,043	995	15,677
六	0.08	780	1,745	838	907	21,813
東 伏 見 町	0.66	2,721	5,654	2,866	2,788	8,567
一丁目	0.11	412	861	438	423	7,827
二	0.12	525	1,056	483	573	8,800
三	0.16	457	999	539	460	6,244
四	0.09	484	1,009	517	492	11,211
五	0.08	590	1,206	626	580	15,075
六	0.10	253	523	263	260	5,230
保 谷 町	0.82	5,797	12,331	6,148	6,183	15,038
一丁目	0.14	587	1,452	722	730	10,371
二	0.06	557	1,083	543	540	18,050
三	0.14	1,225	2,268	1,121	1,147	16,200
四	0.11	675	1,392	693	699	12,655
五	0.18	1,316	3,019	1,492	1,527	16,772
六	0.19	1,437	3,117	1,577	1,540	16,405

町 丁 別	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
			総 数	男	女	
富 士 町	0.75	5,223	11,015	5,477	5,538	14,687
一丁目	0.18	1,419	3,106	1,528	1,578	17,256
二	0.15	728	1,699	862	837	11,327
三	0.08	476	987	483	504	12,338
四	0.17	1,542	3,065	1,493	1,572	18,029
五	0.07	481	1,001	531	470	14,300
六	0.10	577	1,157	580	577	11,570
中 町	0.67	2,657	6,476	3,216	3,260	9,666
一丁目	0.12	319	788	394	394	6,567
二	0.07	449	960	486	474	13,714
三	0.11	454	1,115	560	555	10,136
四	0.11	354	863	428	435	7,845
五	0.13	616	1,516	759	757	11,662
六	0.13	465	1,234	589	645	9,492
東 町	0.60	3,085	6,444	3,215	3,229	10,740
一丁目	0.10	405	809	406	403	8,090
二	0.09	539	1,095	533	562	12,167
三	0.10	608	1,178	575	603	11,780
四	0.13	709	1,498	739	759	11,523
五	0.08	476	1,066	555	511	13,325
六	0.10	348	798	407	391	7,980
泉 町	0.68	3,568	8,587	4,277	4,310	12,628
一丁目	0.12	694	1,689	839	850	14,075
二	0.15	792	1,980	995	985	13,200
三	0.13	394	878	453	425	6,754
四	0.07	341	820	407	413	11,714
五	0.11	764	1,775	873	902	16,136
六	0.10	583	1,445	710	735	14,450
住 吉 町	0.65	2,782	6,316	3,173	3,143	9,717
一丁目	0.15	712	1,704	862	842	11,360
二	0.09	431	882	421	461	9,800
三	0.13	500	1,021	515	506	7,854
四	0.08	532	1,270	635	635	15,875
五	0.09	205	516	261	255	5,733
六	0.11	402	923	479	444	8,391
ひばりが丘	0.60	3,111	6,812	3,261	3,551	11,353
一丁目	0.13	917	1,821	887	934	14,008
二	0.13	742	1,684	789	895	12,954
三	0.18	746	1,381	662	719	7,672
四	0.16	706	1,926	923	1,003	12,038
ひばりが丘北	0.32	2,176	4,307	2,136	2,171	13,459
一丁目	0.09	476	1,008	483	525	11,200
二	0.07	502	1,066	519	547	15,229
三	0.08	665	1,170	600	570	14,625
四	0.08	533	1,063	534	529	13,288
栄 町	0.35	1,407	3,808	1,894	1,914	10,880
一丁目	0.17	693	1,927	963	964	11,335
二	0.12	394	1,108	562	546	9,233
三	0.06	320	773	369	404	12,883



町 丁 別	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人 口			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
			総 数	男	女	
北 町	0.67	1,985	5,085	2,584	2,501	7,590
一丁目	0.07	243	614	313	301	8,771
二	0.19	591	1,511	772	739	7,953
三	0.08	356	937	477	460	11,713
四	0.11	194	489	235	254	4,445
五	0.16	484	1,250	642	608	7,813
六	0.06	117	284	145	139	4,733
下 保 谷	0.72	3,558	7,874	3,896	3,978	10,936
一丁目	0.11	382	836	427	409	7,600
二	0.10	819	1,793	877	916	17,930
三	0.19	782	1,866	901	965	9,821
四	0.15	641	1,303	645	658	8,687
五	0.17	934	2,076	1,046	1,030	12,212

資料出所：市民生活部市民課「住民基本台帳」による

### (3) 昼夜間人口

#### 【昼夜間人口 各年10月1日現在】

年 次	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	夜間人口と 昼間人口の差 (人)	昼間人口指数 (夜間人口=100.0)	一般世帯数 (世帯)
昭和50年	158,979	126,107	32,872	79.3	50,726
昭和55年	157,920	125,552	32,368	79.5	54,528
昭和60年	162,770	128,634	34,136	79.0	57,621
平成2年	168,630	129,463	39,167	76.8	64,835
平成7年	174,912	135,855	39,057	77.7	70,347
平成12年	180,885	141,030	39,855	78.0	76,044

1 15歳未満を含む通学者及び(15歳以上)数による。

2 昭和55年以降の昼間人口には年齢不詳人口を含まない。ただし、50年の昼間人口、夜間人口にはこれを含む。

資料出所：国勢調査報告

### (4) 流出入人口

#### 【流出入人口 平成12年10月1日現在】

(単位：人)

区 分	残 留 人 口			流 入 人 口				流 出 人 口			
	総 数	自宅で 従業者者	市内で 従業・通学 する者	総 数	都内(区 部)から	都内(他 市町村)から	他府県から	総 数	都内(区 部)へ	都内(他 市町村)へ	他府県へ
総 数	38,223	8,360	29,863	35,218	6,086	18,340	10,792	75,045	47,954	16,165	6,296
通 勤 者	24,093	8,360	15,733	28,692	5,040	14,514	9,138	62,575	41,883	11,655	5,037
通 学 者	14,130	-	14,130	6,526	1,046	3,826	1,654	12,470	6,071	4,510	1,259

1 「総数」には年齢不詳を含む。

2 「通勤者」は15歳以上の就業者数である。

3 「通学者」は15歳以上の通学者数及び15歳未満の通勤・通学者数である。

資料出所：国勢調査報告

(5) 交通

市内には西武新宿線と西武池袋線が市の南北をそれぞれ東西に走っており、5つの駅がある。平成17年度の1日平均乗降客数は西武新宿線田無駅が約7.3万人で最も多く、次いで西武池袋線ひばりヶ丘駅の約6.6万人となっている。1日平均乗降客数の推移でみると田無駅・ひばりヶ丘駅は増加、東伏見駅・保谷駅は横ばい、西武柳沢駅は減少傾向にある。

平成17年3月31日現在、市の自動車登録台数は約5.3万台、軽自動車登録台数が約2.1万台、合わせて約7.4万台となっている。これは、市の総世帯数を若干下回っている。

路線バスは西武バス、関東バス、都バスの3社で27系統が運行されている。また市のコミュニティバスとして、「はなバス」が5ルート運行されている。

駅乗降客数

【西武新宿線 田無駅乗降客数】

年度	乗車人員			降車人員			1日平均乗降客数(人)
	総数(千人)	定期(千人)	定期外(千人)	総数(千人)	定期(千人)	定期外(千人)	
13	13,097	8,543	4,554	12,893	8,543	4,350	71,207
14	13,010	8,395	4,615	12,789	8,395	4,394	70,682
15	13,218	8,455	4,763	12,991	8,455	4,536	71,609
16	13,330	8,556	4,774	13,090	8,556	4,534	72,384
17	13,590	8,750	4,840	13,341	8,750	4,591	73,783

資料出所：西武鉄道(株)広報部

【西武新宿線 西武柳沢駅乗降客数】

年度	乗車人員			降車人員			1日平均乗降客数(人)
	総数(千人)	定期(千人)	定期外(千人)	総数(千人)	定期(千人)	定期外(千人)	
13	3,412	1,790	1,662	3,416	1,790	1,626	18,705
14	3,321	1,737	1,584	3,335	1,737	1,598	18,238
15	3,247	1,685	1,562	3,301	1,685	1,616	17,888
16	3,137	1,620	1,517	3,208	1,620	1,588	17,385
17	3,127	1,575	1,552	3,180	1,575	1,605	17,282

資料出所：西武鉄道(株)広報部

【西武新宿線 東伏見駅乗降客数】

年度	乗車人員			降車人員			1日平均乗降客数(人)
	総数(千人)	定期(千人)	定期外(千人)	総数(千人)	定期(千人)	定期外(千人)	
13	3,912	2,441	1,471	4,004	2,441	1,563	21,688
14	3,898	2,447	1,451	3,997	2,447	1,550	21,633
15	4,037	2,533	1,504	4,119	2,533	1,586	22,285
16	4,223	2,672	1,551	4,271	2,672	1,599	23,270
17	4,313	2,710	1,603	4,323	2,710	1,613	23,659

資料出所：西武鉄道(株)広報部

【西武池袋線 ひばりヶ丘駅乗降客数】

年度	乗車人員			降車人員			1日平均乗降客数(人)
	総数(千人)	定期(千人)	定期外(千人)	総数(千人)	定期(千人)	定期外(千人)	
13	11,757	7,039	4,718	11,952	7,039	4,913	64,957
14	11,587	6,829	4,758	11,756	6,829	4,927	63,955
15	11,734	6,869	4,865	11,909	6,869	5,040	64,599
16	11,737	6,958	4,779	11,966	6,958	5,008	64,940
17	11,934	7,093	4,841	12,168	7,093	5,075	66,033

資料出所：西武鉄道(株)広報部

【西武池袋線 保谷駅乗降客数】

年度	乗車人員			降車人員			1日平均乗降客数(人)
	総数(千人)	定期(千人)	定期外(千人)	総数(千人)	定期(千人)	定期外(千人)	
13	9,674	6,374	3,300	9,650	6,374	3,276	52,943
14	9,547	6,238	3,309	9,553	6,238	3,315	52,328
15	9,575	6,187	3,388	9,565	6,187	3,378	52,295
16	9,533	6,200	3,333	9,536	6,200	3,336	52,245
17	9,655	6,329	3,326	9,673	6,329	3,344	52,954

資料出所：西武鉄道(株)広報部

自動車及び軽自動車登録台数

【自動車及び軽自動車登録台数 各年3月31日現在】

(単位：上段 台、下段 %)

年次	総数	貨物自動車			乗用車			その他	軽自動車等	
		総数	普通車	小型車	総数	普通車	小型車		総数	原付
平成16年	53,147 100.0	4,366 8.2	885 1.7	3,481 6.5	45,325 85.3	19,414 36.5	25,911 48.8	3,456 6.5	20,048 -	9,922 -
平成17年	53,075 100.0	4,230 8.0	887 1.7	3,343 6.3	45,404 85.5	19,897 37.5	25,507 48.1	3,441 6.5	20,514 -	10,036 -

1 軽自動車は4月の調定台数を示す。

2 「その他」は、被けん引、乗合用、特種(殊)用途用の計を示す。

3 二輪車は軽自動車の総数欄に含まれる。

資料出所：多摩自動車検査登録事務所、税務部市民税課

市内通過路線バスの運行状況

【平成16年度 市内通過路線バスの運行状況】

路 線	通 行 回 数			1日平均 利用客数 (人)
	平 日 (回)	土 曜 (回)	休 日 (回)	
1 ひばりヶ丘駅 ~ (谷戸) ~ 田無駅	往-復9	往1復4	往3復4	3に含む
2 ひばりヶ丘駅 ~ (団地) ~ 田無駅	往6復8	往4復6	往4復6	4に含む
3 ひばりヶ丘駅 ~ (谷戸) ~ 武蔵境駅	往127復125	往110復109	往108復109	9,435
4 ひばりヶ丘駅 ~ (団地) ~ 武蔵境駅	往96復97	往77復78	往77復78	5,907
5 ひばりヶ丘駅 ~ (団地西友) ~ 武蔵境駅	往4復5	往1復2	往-復1	3に含む
6 ひばりヶ丘駅 ~ 三鷹駅	往50復50	往45復45	往45復45	2,429
7 ひばりヶ丘駅 ~ (南沢5丁目) ~ 滝山営業所	往10復9	往10復9	往10復9	6に含む
8 ひばりヶ丘駅 ~ (古河団地) ~ 田無駅	往99復101	往70復73	往70復73	5,080
9 保谷駅 ~ 武蔵境駅	往17復17	往19復19	往19復19	1,066
10 保谷駅 ~ 三鷹駅	往35復35	往35復35	往30復30	1,425
11 保谷駅 ~ 武蔵関駅 ~ 吉祥寺駅	往15復15	往15復14	往12復12	679
12 保谷駅 ~ 東伏見駅 ~ 吉祥寺駅	往50復50	往50復50	往50復50	3,090
13 花小金井駅 ~ 吉祥寺駅	往36復36	往33復33	往33復33	1,894
14 文華女子中学高校前 ~ ひばりヶ丘駅	往45復35	往40復32	往40復32	8に含む
15 文華女子中学高校前 ~ 武蔵境駅	往4復4	往3復2	往3復-	3に含む
16 文華女子中学高校前 ~ 田無駅	往17復10	往12復8	往12復8	8に含む
17 三鷹駅 ~ 田無橋場	往48復48	往43復43	往43復43	1,364
18 三鷹駅 ~ 多摩六都科学館	-	-	往8復8	20に含む
19 武蔵野営業所 ~ 多摩六都科学館	-	往1復1	-	20に含む
20 花小金井駅南口 ~ 多摩六都科学館	往18復18	往18復18	往18復18	63
21 武蔵野営業所 ~ 花小金井南口	往4復4	往4復4	往7復6	20に含む
22 花小金井駅南口 ~ 武蔵境	往25復25	往22復22	往22復21	654
23 保谷駅 ~ 三鷹駅	往15復15	往15復15	往15復15	468
24 西武柳沢 ~ 三鷹駅	往131復131	往131復131	往111復110	4,329
25 西武柳沢 ~ 吉祥寺駅	往104復106	往90復93	往86復87	4,156
26 西武柳沢 ~ 武蔵野市役所 ~ 吉祥寺駅	往30復30	往25復24	往25復24	1,196
27 柳沢 ~ 青梅車庫 梅70	往15復15	往15復15	往17復17	-

資料出所：西武バス(株)運輸部計画課 1~16  
 関東バス(株)業務部 17~26  
 東京都交通局自動車部計画課 27

【平成18年 市コミュニティバス（はなバス）の運行状況】

路 線	通 行 回 数			1日平均 利用客数 (人)
	平 日 (回)	土 曜 (回)	休 日 (回)	
1 保谷駅北口 ~ 北町5丁目 ~ 保谷駅北口	43	43	43	862
2 東伏見駅北口 ~ 保谷庁舎 ~ 保谷駅	37	37	37	657
3 東伏見駅 ~ 柳橋 ~ 小金井公園東 ~ 田無駅 向台循環(田無駅 ~ 田無高校 ~ 向台町4丁目 ~ 田無駅) 東伏見循環(東伏見駅 ~ 東伏見4丁目 ~ 東伏見駅)	70	70	70	982
4 田無駅 ~ 芝久保1丁目 ~ 多摩六都科学館	60	60	60	927
5 ひばりヶ丘駅 ~ 保谷庁舎 ~ ひばりヶ丘駅	27	25	25	465

資料出所：西東京市コミュニティバス事業概要（平成18年7月現在）

(6) 道路

道路は、都道245号線・主要地方道5号線（新青梅街道）と都道・主要地方道4号線・主要地方道5号線（青梅街道）が東西に延びているほか、南北には都道112号線（谷戸新道）、都道・主要地方道36号線、都道234号線が延びており、市道がこの主要幹線道路に接続または、間隙を補うように整備されている。しかし、現在、整備途中の道路も多く、西武新宿線及び西武池袋線の踏み切りや北原交差点等の慢性的な渋滞対策も今後の課題の一つとなっている。

都市計画道路

都市計画道路の整備状況は次のとおりである。

【都市計画道路の整備状況 平成18年3月31日現在】

都市計画区域	計画決定延長 (km)	完成済延長 (km)	事業中延長 (km)	整備率 (%)
西東京市合計	51.2	15.7	7.1	30.7

## 一般市道

幅員 10 m以上の主要な市道は次のとおりである。

### 【一般市道の整備状況 平成18年3月31日現在】

号 線	名称(通称)	主 要 な 経 由 地	主な幅員
市道 120 号線	-	田無町二丁目～五丁目地内	16
市道 220 号線	市役所通り	南町四丁目～五丁目、向台町四丁目、五丁目地内	10
市道 214 号線	西原自然公園通り	西原町三丁目、四丁目地内	12
市道 2265 号線	東久留米境通り	西原町四丁目地内	12
市道 104 号線	-	谷戸町三丁目地内	16
市道 119 号線	-	田無町二丁目～向台町一丁目地内	16
市道 222 号線	向南中央通り	南町六丁目地内	10
市道 2259 号線	なかよし通り	西原町四丁目地内	10
市道 115 号線	-	柳沢一丁目、六丁目地内	16
市道 105 号線	かえで通り	東町一丁目、東町三丁目～六丁目地内	16
市道 112 号線	かえで通り	中町四丁目、富士町二丁目～四丁目地内	16
市道 113 号線	早大グランド通り	東伏見二丁目、三丁目地内	16

#### (7) 消防

市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。

#### (8) その他

市内には、東京ガス株式会社のガスホルダー(球形ガスタンク)があるほか、東京電力株式会社の変電所などの重要施設が存在している。

また、シチズン時計株式会社、住友重機械工業株式会社、石川島播磨重工業株式会社等の大規模工場等が存在しており、周囲は住宅地及び病院等も隣接している。



## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

\* N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態<sup>(\*)</sup>として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり。

(\*)武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

事態類型	特 徴
1 着上陸侵攻 ・ 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	攻撃目標となりやすい地域 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 想定される主な被害 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。（都内には石油コンビナートは存在しない。） 被害の範囲・期間 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 事態の予測・察知 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の	攻撃目標となりやすい地域 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。（都内には原子力事業所等は存在しない。） 想定される主な被害 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。

<p>暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>被害の範囲・期間 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</p> <p>事態の予測・察知 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>
<p>3 弾道ミサイル攻撃 ・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p>	<p>攻撃目標となりやすい地域 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>想定される主な被害 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>被害の範囲・期間 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</p> <p>事態の予測・察知 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</p>
<p>4 航空攻撃 ・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>攻撃目標となりやすい地域 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>想定される主な被害 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>被害の範囲・期間 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>事態の予測・察知 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p>

## 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態<sup>(\*\*)</sup>として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり。

(\*\*)緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

事態類型	特 徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<p>原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。)</p> <p>石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 (都内には石油コンビナートは存在しない。)</p> <p>危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。</p>
2 大規模集客施設等への攻撃	<p>大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>
3 大量殺傷物質による攻撃	<p>第4節の「NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。</p>
4 交通機関を破壊手段としたテロ	<p>航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</p> <p>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。</p> <p>爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。</p>

### 3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急処理事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。  
その場合の特徴は次のとおり。

種 別	特 徴
核兵器等	<p>核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。</p> <p>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</p> <p>放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。</p>
生物兵器等	<p>人に知られることなく散布することが可能である。</p> <p>生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</p> <p>生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。</p>
化学兵器等	<p>急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。</p> <p>建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。</p> <p>地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。</p> <p>特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。</p>